

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院		衆議院		備考
6	国会法の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (六、三〇)	六、三〇	六、三〇	付託 (予)	可決 六、三一	可決 六、三二	付託 (予)	可決 六、三〇
11	憲政功労年金法の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (四、四)	四、四	四、四	付託 (予)	可決 五、〇	可決 五、〇	付託 (予)	可決 四、四

国会法の一部を改正する法律案（衆第六号）

要旨

本法律案は、本年四月一日から日本国有鉄道改革法等が施行されることに伴い、従来の「日本国有鉄道」が存在しないこととなるため、所要の条文整理を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、本年四月一日から日本国有鉄道改革法等が施行されることに伴い、従来の日本国有鉄道が存在しないこととなりますので、所要の条文整理を行おうとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって

可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

憲政功労年金法の一部を改正する法律案（衆第一一〇号）

要旨

本法律案は、憲政功労年金の年額を昭和六十二年分から五百万円（現行百万円）に改定しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました憲政功労年金法の一部を改正する法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、国会議員として五十年以上在職し、憲政上特に功績顕著なものとして、衆議院または参議院において、表彰の議決があつた者に対して、終身支給する功労年金の年額を、法律制定当初の百万円からこの際五百万円に改めようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもつて、可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。